

佐久市文化財保護審議会 会議録

日時：平成28年11月28日（月）

午後1時30分から

場所：佐久市役所 8階大会議室

委員：出席7名・欠席3名

傍聴者：なし

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会長あいさつ

<自己紹介>

4 議事 立鼓柄刀の市指定有形文化財の指定に対する諮問について

【議長には、佐久市文化財保護法第42条の規定により、佐々木会長が議長となる。】

議長： 「立鼓柄刀」の説明及び諮問内容について、事務局に説明を求めます。

事務局： 「立鼓柄刀」の概要について、資料1-1及び1-2により説明。

諮問内容については、平成28年11月14日付け28佐教文振第1327号「佐久市指定有形文化財の指定」を朗読により説明。

議長： 事務局から説明のあった、「立鼓柄刀」及び諮問内容について意見がある場合は挙手の上発言願を求めます。

委員： 蛇塚古墳からは蕨手刀と立鼓柄刀以外に出土品はあるか。

事務局： 鉄鏃、直刀柄頭金具、刀子、人骨等が出土している。

委員： 蕨手刀は市有形文化財に指定されているが、同時に出土した立鼓柄刀が市有形文化財に指定されなかった理由は。

事務局： 蕨手刀が指定された平成5年には、立鼓柄刀は出土例の多い直刀という認識であり、その後行われた長野県立歴史館によるエックス線調査により、出土例の少ない貴重な立鼓柄刀であることが判明したことにあります。

委員： 立鼓柄刀の「立」の字は「流」ではないか。

事務局： 県立歴史館にも確認したうえで「立」と表記しています。

委員： 鞘金具の素材は真鍮製か。

事務局： 銅製です。

委員： 発掘調査により出土していることから出自も明らかであり、県内で2本しか確認されていない非常に希少な資料でもあります。

また、蕨手刀と立鼓柄刀が同時に出土したという類例からも、指定に値するものと考えます。

議長： 他に意見もないことから、立鼓柄刀の市指定文化財への指定に対し採決をはかることとし、採決方法は挙手によることとします。

立鼓柄刀の市指定文化財への指定に賛成者は挙手願います。

<出席委員全員が賛成に挙手>

議長： 佐久市文化財保護法条例第42条第3項規定により、出席委員の過半数をもって決すとの規定により、本審議会では立鼓柄刀を市指定有形文化財にすることを認め、その旨答申することとします。

なお、答申の文面については、事務局に作成させ私(会長)が確認することで良いでしょうか。

<会長が確認することに対し全員が賛同>

【審議終了により議長退任】

5 その他

事務局： 「県宝「刀」の市の文化財からの削除について」及び「国天然記念物「岩村田ヒカリゴケ産地」の対応について」の2点について報告します。

初めに「県宝「刀」の市の文化財からの削除について」は、資料2に掲載されている「刀」について、売却を事由とする所有者変更の届出書を受理した旨の通知が県教育長からあり、県と協議する中で、「今後、新所有者住所地である上田市で登録されるため、佐久市の登録から削除されたい。」とのことであったことから、県からの通知があった日をもって、佐久市の登録から削除することとするものです。

委員： 県宝であっても、売買することができるか。

事務局： 県宝であっても個人所有の文化財について、売買等に対する制約はありませんが、所在を明らかにするための、所有者変更の届出は必要となります。

事務局： 次の「国天然記念物「岩村田ヒカリゴケ産地」の対応について」は、浅間地区市政懇談会において、花園町区長及び上の城区長からヒカリゴケ産地前道路拡幅整備についての要望がなされております。

同様の要望は、平成22年度にもあり、文化財保護審議会でも審議された経緯もあります。

また、当時、信州大学の助教も現地視察を行った結果、現状維持が望ましいとの指導も受けており、道路整備等は図られてきませんでした。

今回の要望に対して「できるだけ現在の環境を維持する中で、貴重な財産として、次代に引き継いでいく」と回答していますが、区長からは、ヒカリゴケ産地の観光利用及びそれに伴う狭隘なヒカリゴケ産地前市道の整備等に対し、強く意見がなされております。

このようなことから8月6日には県教育委員会指導主事、市長、社会教育部長、文化財事務所、観光交流推進課、土木課の職員が出席した、現況確認を行っております。

10月12日には、花園町区長及び上の城区長をはじめ、地元住民も参

加し、文化庁の調査官による現地視察及び意見交換会を実施しました。

その中で、区長から「温度、湿度等のデータ収集が必要ではないか。」との指摘がなされ、調査官からも、データ収集は必要であるとの指導がありました。

このことから、文化財事務所では10月25日から、週に1回、温度、湿度に併せ、ヒカリゴケの状態を目視にて確認し、写真にも残すこととしました。

資料3-2が測定結果を記した管理簿となっています。

11月25日には、県文化財保護審議会の委員による現地視察もあり、測定方法等について、改めて指導があったほか「天然記念物の指定は、ヒカリゴケだけでなく、自生地として周辺環境を含めての指定である。」との指摘もなされております。

測定結果については、今後も本審議会で報告していきます。

なお、11月25日の視察時に、洞窟内天井部分に1㎡ほどの崩落が確認され、応急措置を講じる必要があります。

応急措置には、現状変更に対する文化庁との協議も必要となりますことから、工法等も検討する中で協議のうえ、実施していきます。

委員： 岩村田ヒカリゴケ産地は、天然記念物として第1号の指定であり、平成22年度の審議会でも、ヒカリゴケ産地の保存及び道路拡幅等について審議を行ったが、当審議会としては現状を維持することで決している。

今後も、貴重な天然記念物として保護するようにしてもらいたい。

6 閉 会 14時15分